

原子力損害賠償に関する条約

—第三者賠償責任と保険—

魏 柏 良

目 次

はじめに

第1章 関連条約

1. 条約の概要
2. 条約の特徴とその必要性

第2章 原子力賠償制度の主な原則

1. 賠償責任の性質
2. 賠償責任の集中
3. 賠償責任の免責事由
4. 賠償の対象範囲
5. 国家補償
6. 國際輸送責任

第3章 共同議定書

1. 議定書の目的
2. 基本原則

結びにかえて

はじめに

原子力損害賠償制度の確立は原子力の商業利用の増大に伴い、その必要性と重要性が認識され、その制度の改善及び履行における環境整備の促進に益々拍車がかけられている。

第2次大戦後、1951年12月29日、アメリカは世界初の原子力発電に成功した。それから42年を経た1933年末現在、国際原子力機関 (the International Atomic Energy Agency. 以下「IAEA」という。) が発表した世界の原子力

発電状況によると、93年に新たに稼働を始めた原子炉は日本の玄海3号機など4基を含む計9基であり、世界の稼働中の原子炉は29カ国の計430基、総発電出力は898万8000キロワットに上っている。ちなみに日本で稼働している原子炉は48基、建設中は6基で、原子力発電への依存率は30.9%である。⁽¹⁾

各国の原子力への依存率が高くなるにつれ原子力の事故率も必然的に高くなる。そして原子力発電所の周辺住民を始め、各国の人々の不安も増大する一方である。1986年4月26日の旧ソ連のChernobyl発電所4号機で史上最大の事故が発生し、相当量の放射能がヨーロッパ各地で検出されて以来⁽²⁾、世界の各原子力保有国は原子力事故対策の確立に万全を期することになった。またその事故の被害状況の膨大さは国際社会の世論を巻き起こし、原子力事故対策に関する国際条約の成立に拍車をかけるに至っている。特にその対応策の中でも最重要課題である事故後の被害及び災害の保障対策の確立は緊急を要したのである。より被害者保護の立場に立った原子力損害賠償制度と保険制度がアメリカをはじめ各原子力稼働国及び国際機関において確立され、またその改善に力が注がれることになった。

本論では原子力事故 (nuclear incident) による被害及び災害の際適用される主な地域間及び多国間条約を検討し、それらの条約の目的、

(1)『朝日新聞』1994年8月10日

(2)魏柏良「国境を超えた原子力事故対策」『大阪経済

法科大学アジア研究所年報4号』、1992、33ページ

原則、適用対象、その効力などを考察する。そしてその問題点を指摘し、人命、財産、環境保全の立場からその改善策に若干言及する。

さらにそれらの国際条約の適用により全世界に存在している原子力に内包される危険性が払拭され、国際原子力機関の主たる目的である健全な原子力の発展が成され、人類の生活水準の改善を図り、その向上そして平和に貢献できるかを間接的に見ることにする。

現代の国際法体系の下においても、日々変化の止まない国際社会における様々な事件、問題に対処してゆくには十分な法的制度が確立しているとは言い難い。一般国際法、慣習法、地域及び多国間条約そして二国間協定は様々な分野において締結され、その目的には「国際協力」がうたわれ、それに沿った円満な解決策を定めている。しかしその条約から負う義務の履行及び実行面を見ると、国家は他国また国際社会の安定及び利益の保護を考慮するよりは自国のみの利益と繁栄を確保しようとする傾向が目立つのである。

しかし近年国家行為に関し「国家主権」の観念の解釈において、その正当性を巡って議論が生じている。確かに“近代国際法”では国家は自己を越えた権力に従属しない独立した主権を基盤としている。つまりそれぞれの国家に独立権や領域権、国家相互間の不干渉義務が認められているのである。しかし第一次大戦後の“現代国際法”的下で、国際連合を初め多数の国際組織の誕生により、国際社会を基本観念とする普遍主義的な思考形式がかなり強くなり、伝統的な国家主権観念に変化が起こっているのである。⁽³⁾

核兵器及び化学兵器などの無差別殺傷器、ま

た超危険活動として認定されている原子力活動などは、現代科学技術から生まれながらも、そのコントロールと事故の完全防止が不可能なものである。これらに関連する国家活動は国家の主権がある程度制限されることを認めなければならないのである。なぜなら近代国際法の「國家主権観念」の下では、原子力に関わる国家活動は世界の安全と人命、財産、平和の確保と維持、そして子孫の共存共生の基盤の相続という人類としての大役務の遂行に逆行する破壊及び破滅の結果を生み出す可能性が十分あり得るからである。

原子力の重大事故は一国の主権範囲で対処することは不可能である。それ故、国際的に普遍的な思考の下での国際協力型の措置を生み出さなければ、その被害及び災害に収拾の終止符を打つことはできないのである。

第1章 関連条約

1. 条約の概要

原子力商業利用の拡大に伴い、核物質及び放射性物質の必要性も高まる一方である。それに付随して核物質及び放射性物質の国際流通も著しく増大しつつある。従ってそれに伴うさまざまな危険、事故が生じてくる。⁽⁴⁾ また今後も事故発生の可能性は高く、その対策が重大事項として認識されつつある。原子力商業利用の安全で健全な発展を期待するためには、原子力事故の事前防止はもとより、事後対策も確立しなければならない。事後対策の一環としては、原子力事故による被害及び災害に対処する補償体制の確立が緊急課題として要求されるのである。

国内外において、大きな原子力事故の被害及

(3)田畠茂二郎『現代国際法の課題』東信堂、1991、3-9ページ

(4)Philippe Sands, edited, Chernobyl : Law and Communication, Grotius Publications Limited,

1988, Foreword

Zores A. Medvedev, Nuclear Disaster in the Urals, W. W. Norton & Co., 1979

び災害に対処するための損害賠償及び補償に関する主な多国間条約⁽⁵⁾が以下のように5つ採択されている。

1. 原子力分野の第三者賠償責任に関するパリ条約 (The Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy. 以下パリ条約という。)⁽⁶⁾
2. パリ条約の補足条約 (The Brussels Supplementary Convention to the Paris Convention. 以下ブラッセル補足条約という。)⁽⁷⁾
3. 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約 (The Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage. 以下ウィーン条約という。)⁽⁸⁾
4. 共同議定書 (The Joint Protocol Relating to The Application of The Vienna Convention and The Paris Convention)⁽⁹⁾
5. 核物質海上輸送の民事責任に関する条約 (Convention relating to Civil Liability in the Field of Maritime Carriage of Nuclear Material.)⁽¹⁰⁾

パリ条約はO E C Dの加盟国18ヶ国中(1960年)⁽¹¹⁾、16ヶ国で構成している欧州原子力機関(E N E A)⁽¹²⁾が1960年7月29日に採択し、1968年4月1日に効力が発生した。⁽¹³⁾ 本条約は1964年と1982年の二度にわたり修正されている。

(5)科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1991、18-20ページ

Proceedings of A Symposium on Maritime Carrige of Nuclear Materials Jointly Organized by IAEA and OECD/NEA, Maritime Carriage of Nuclear Materials, IAEA, VIENNA, 1973. pp.380, 385

(6)OECD/NEA, Nuclear Law Bulletin, No.24, 1979, p.24

Id. No.30, 1982, p.30

(7)Id. No.26, 1980, pp.39, 40

(8)UN Treaty Series, Vol. 1063, p.265

本条約の目的は原子力災害における各國の第三者賠償責任及びその保険法の調整と原子力事故の際の賠償及び補償制度の確立である。

ブラッセル補足条約は上記のパリ条約の責任制限額及び賠償措置額等を変更する条約で、1963年1月31日に採択され、1974年12月4日に発効している。⁽¹⁴⁾ 一方、ウィーン条約は国際原子力機関が1963年5月21日に採択し、1977年11月12日に発効した。本条約はO E C Dを含む諸国を締約国の対象としている多国間条約である。本条約の賠償責任のあり方等、採用している諸原則はパリ条約と同じである。本条約の目的は原子力事故の被害対策として原子力事業者の賠償責任限度額の制度を各締約国に義務づけ、その制定の確立を目指したものである。

上記のパリ条約とウィーン条約はともに原子炉など陸上施設運営者である原子力事業者(Nuclear Operator)の民事不法行為責任者を規制し、その責任を民法の特別法たる地位ともいえる無過失責任ないしは厳格責任として定め、被害者及び災害の救済を企図している。ならびに核燃料及び放射性物質の国際輸送時の責任所在つまり発送者側の原子力事業者に責任集中を負わせると同時にその免責と求償権(a right of recourse)に関する制度をも規制している。

そして1988年9月21日、パリ条約及びウィーン条約間の抵触及び重複する条項の調整のため、またさらにこの二つの条約の運営上の便宜をは

(9)OECD/NEA, Nuclear Law Bulletin, No.26, 1980, p.56

Id. No.40, 1987, pp.50, 53

(10)Id. No.9, 1971, p.56

(11)日本原子力産業会議『原子力年鑑'93』、1993、501ページ

(12)日本原子力産業会議『原子力年鑑'93』、1993、502ページ

(13)Philippe Sands, edited, Chernobyl : Law and Communication, Grotius Publications Limited, 1988, p.52

(14)Id. p.67

かるため、共同議定書が採択され、1992年4月27日に発効した。⁽¹⁵⁾ 本議定書の検討は本論の第3章において行うこととする。

上記の国際諸条約は、原子力事業者 (the operator of a nuclear installation) が負うべき民事不法行為賠償責任 (nuclear liability) に関し、以下の5つの特別責任を課している。

1. 無過失責任 (Absolute and exclusive liability) 負担の原則
2. 集中責任 (Exclusive or channelled liability) 負担の原則
3. 時効及び責任制限 (Limitation liability in mount and time) の原則
4. 強制的な賠償措置保障 (Compulsory financial security) の原則
5. 平等 (Non-discrimination) 原則

これらの5原則は従来の民事責任と比較するとかなり厳しい制度といえる。なぜ上記の諸条約がこのような厳しい内容で対処する必要性があったのかを具体的に見ることにする。またパリ条約及びウィーン条約を中心に検討しながら必要に応じ、ブラッセル補足条約にも触れることにする。なお核物質海上運送条約は第2章6で考察することにする。

2. 条約の特徴とその必要性

まず原子力災害補償の基本的立場として、他の一般の災害補償と区別して考える必要性がある。なぜなら原子力事業それ自体が超危険活動 (Ultra hazardous activities) であること、また原子力事故はその原因が過失に基づくという立証が困難であること、そして災害及び被害の範囲が広く、その上長い年月にわたり被害を及ぼす⁽¹⁶⁾からである。

上記のような特質を有する原子力災害から公衆は勿論、彼らの財産を保護するためには、民

事責任として特例を設けなければならなかったのである。そしてこの責任を実質的に確保するための賠償資力は、原則として原子力責任保険制度の確立によって担い、さらにその限度を上回る補償額については国が負担するという国家補償制度を設けたのである。

しかし原子力商業利用の促進を国家の重要な任務とする立場をとる国にとって、上記のような厳しい責任制度では、原子力産業自身が成り立たなくなることが憂慮された。それらの国は原子力事業の健全な発達の促進と公衆の安全確保という両者の保護をいかにして好ましい形で調和させ、国の重要任務を達成するかが課題であった。そこで原子力事業者に対する責任及び時効の制限を明確にする必要性が生じたのである。そして無過失責任といえども、一定の事由に限って免責事項を設けることとなった。

公衆にとっては、原子力事業者の責任制限制度により、一定以上の補償金が受けられない場合や、他の被害との関係において補償金が減少する場合がおこりえる。従って原子力事業者が負う制限責任額を越え保険によって補償されない部分に対し、何らかの対策を構じて公衆及び事業者を保護する必要性が要求されたのである。そこで国の措置が絶対に必要になってくる。締約国は国際条約に規定された賠償金額を念頭におき、国内企業の財政状況を見極め、国が負担すべき金額を設定するのである。つまり原子力事故による被害及び災害に対する国家補償である。言い代えると、原子力事故の被害及び災害に関する賠償及び補償対策は原子力事業者の民事責任、保険、国家補償制度が絡み合った三位一体制度であると言える。原子力事故は他の産業事故と比べ災害の度合とその範囲は極めて深刻かつ広汎である故、国を含む三位一体制度で対処しなければその賠償責任を履行することは

(15)OECD/NEA, Nuclear Law Bulletin, No.51, 1993, pp.88, 89

(16)Patric M, Living with the Nuclear Radiation, Hurley, 1982, p.94

困難なのである。

原子力産業の開発及び発展の促進をはかることを目的としている国にとっては、上記のような相互関連の確立が必要であり、現在多数の国がその三位一体制度を採用している。⁽¹⁷⁾ その補償額は国によって異なるが、事業者、保険、国家の負担度を縮小するため、公衆の利益の保護に必要な補償額を抑制する国が多いことが懸念される。国家の第一の義務は自國の人々の安全確立及び利益を保護するのみでなくその促進を図ることである。従って原子力産業政策及び災害防止対策は、原子力事業全般において、公衆の安全確立及びその利益を保護する見地に立脚して策案されなければならない。

原子力事故の災害補償に関する主な原則を考慮しつつ各条約間の相違点と類似点、そして問題点を指摘したい。

第2章 原子力補償制度の主な原則

1. 賠償責任の性質

従来の一般民事賠償制度の原則である過失責任主義に対して、「無過失責任主義、あるいは厳格責任主義」(パリ条約第3条(a)、ウィーン条約第2条1項)を原子力事故の災害対策において採用する⁽¹⁸⁾ことには各国とも異論はなかった。

それには以下の三つの理由が挙げられる。

第一に、近代産業の最先端に立ち、さらに複重産業である原子力産業自体が巨大な危険性を内包していること。

第二に、原子力災害の過失の有無、つまりその原因の判明が現代科学をもってしてもなお不確定であり、従って第三者の保護の立場を重視

するためにはその原則が望ましいこと。

第三に、災害の規模の広汎さと、長期にわたる被害期間に対処するためには責任の限界として無過失責任を採用するのが補償対策上便利であること、である。

つまり原子力事故の際、第三者保護の立場から賠償責任を明確に設定し、その上で責任を集中させることにしているのである。さらに被害者による損害賠償請求権の立証を容易にし、被害者の保護に万全を期することにより人々の不安感を除去しようとする思惑もあると思われる。

2. 賠償責任の集中

上記の諸条約において、賠償責任者は「原子力施設の所有及び運営者に責任を集中」(パリ条約第6条(a, b)、ウィーン条約第2条)し、供給者に対しては免責することとしている。責任集中の原則⁽¹⁹⁾の採用により、一層公衆保護の立場が強化されたといえる。

具体的には第一に第三者の保護を重視し、さらには被害者に「誰に責任があるかを究明する必要がなく」原子力施設及び運営者を相手に直接損害賠償請求が可能となる。

第二には、供給者に無責任主義が適用することになっている点である。供給者にとって原子力産業のきわめて危険性が高いという特質は、供給を受け請い難くさせる。しかし責任集中の採用により供給者の負担をなくすことで、原子力産業を助成するための困難のひとつを除去したのである。

第三には、保険の立場から原子力事業者と供給者に対し責任を負うとすれば、誰が責任者であるかによって賠償金額が異なり、十分な補償が行われなくなるおそれが生じる。保険の引き

(17)科学技術庁原子力監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1991、230-235ページ

(18)OECD/NEA, Nuclear Legislation, 1976, pp.11, 12, 15

IAEA, Experience and Trends in Nuclear Law, IAEA, 1972, p.72

(19)OECD/NEA, Nuclear Legislation, 1976, pp.12, 14

受け能力には限界がある。つまり多数の供給者が原子力保険を要求することにより、結果として個々の保険金額が減少するということである。

賠償責任者を原子力事業者に集中し、集中した責任を保険が、さらに国が肩代わりする制度は一見合理的であると思われる。しかし供給者の重大任務である「原子力産業の安全運営の責任」の遂行次第によっては原子力災害の一要因ともなり得る。例えば原子炉の製作及び製造の過程の瑕疵、また核燃料物質の加工の際の過失が原因といった事故も有り得るのである。従って原子力事業者としても、供給者の任務遂行の達成度については重大な利害を伴ってくる。そこで条約では「供給者の故意がある時、または特約で規定したときのみ」という条件付きで、求償権（パリ条約第6条（f, i）、ウィーン条約第10条）を認めている。

責任集中と求償権に関しては、原子力関連産業の地位の安定を図る趣旨のものであって第三者の保護の立場からみると補償金額になんら支障がない故、どちらを採択しても妥当と思われる。

3. 賠償責任の免責事由

厳格責任（strict liability）原則、さらに絶対責任（absolute liability）原則を原子力事業者に適用することに議論の余地はない。「潜在的に危険性を有する社会活動を営む者は、その活動の過程または結果によって他人に損害を与えた場合、単に従来の意味での過失がなくとも責任を負わねばならない」という原則⁽²⁰⁾

(20) 1968年イギリスにおけるライアンズ対フレッチャの判決。

危険な施設、企業、そして、社会に対し危険を醸成する者は、その活動から発生する損害に対し、常に賠償責任を負う。無過失責任原則を認定させるための唯一の有力な論拠になる原則である。

Quentin-Baxter, International Law Commission, Special Rapporteur's Schematic Outline Annexed

（Liability for endangerment, Gefährdungshaftung,（ドイツ法）、Responsabilité de risque,（フランス法）などの危険責任原則）がO E C D諸国において確立されており、第三者保護の立場から考えるときわめて妥当であると思われる。

しかし不可抗力（act of God）による災害まで責任を負うとすると、原子力事業者の負担の偏重により原子力商業利用に支障が生じ得る。そのような状況をふまえて、条約においては戦争行為もしくは戦乱(an act of armed conflict)、異常大自然災害（a grave natural disaster of an exceptional character）の不可抗力を原因とする（国内法に別段の定めがある場合は除く。）原子力事故のみは、原子力事業者免責（パリ条約第9条、ウィーン条約第4条3項）に該当するとしている。この免責事項に関しては締約国の裁量で処置することになり、N E Aの運営委員会の解釈に委ねられた故、⁽²¹⁾ 内乱、暴動或いは天災などの不可抗力条項の定義を幅広く解釈し、免責対象が水増しされるおそれは十分ありうる。アメリカのように「戦争状態」以外は認めない国もあるが、日本のように「異常に巨大な天災地域、又は社会動乱（原賠法第3条）」まで免責事項の対象としている国、あるいは「免責規定」を定めていないドイツのような国もある。⁽²²⁾

しかし第三者保護の立場から考えると漠然とした不可抗力条項を置くのではなく、より具体的に不可抗力の定義を規定すべきと思われる。天災においても現代の科学技術をもつてある程

to Fourth Report on International Liability for Injurious Consequences Arising Out of Acts Not Prohibited by International Law, Ybk ILC, 1983, Vol. 2, (part one) p.233

(21) Official Journal of the European Communities, 1965, p.2995

(22) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1991、230-235ページ

度予見でき、またその事故の防止ができる場合は、あえて免責にする必要はないと思われる。例えば地震の場合でも、一定の震度の区分を基準として規定すべきと考える。大地震、大噴火、大風水の天災などの基準設定の際、明確な科学的根拠に基づいた数値を定め免責事項とすべきである。日本の関東大震災を例にあげると巨大ではあっても、それが“異常に巨大か”を規定することは容易ではない。従って不可抗力による免責が容易に認められると、被害者保護という一つの条約の本旨が損なわれる可能性がある。改善策として、「現在の科学技術で原子力事故を事前防止及びその救済が可能であり、また経済的にその事故の災害補償が可能である場合」は免責条項から除去すべきであると考える。

4. 賠償の対象範囲

第三者を対象とした賠償金支払の範囲についてであるが、まず人間に対しては身体障害(bodily injury)、病気、死亡である。また財産に対しては損失(loss)、損害(damage)、利用の喪失(loss of use)である。しかし精神的慰謝料及び自然や生物に対する損害、環境汚染については、条約においてまったく触れられていない。精神的慰謝料は勿論、環境汚染による自然及び生物の被害は人々の日常生活に直接関連づけられるので、その対策が急先務であると言える。

今一つ注目すべき点は、原子力商業利用事業所で働く従業員らが賠償の対象範囲から除外されたことである。賠償の主目的が第三者保護を図るという法の強い事由の存在は理解できる。しかしその事由により原子力施設の従業員の保護を損なうことになるとすれば至急その対策を構築する必要がある。

パリ条約第2条の適用範囲によると、非締約

国の領土において発生した原子力事故、及びそれによる損害は除外される。しかし原子力事故による国境を越えた損害は国際私法の準拠法原則により、管轄権を持つ裁判所のある国の国内法を用いることができる（パリ条約第14条(b)、ウィーン条約第1条1項(e)）。つまり本条約締約国の領土内の原子力事故により、他國の人及び財産に被害及び損害を与えた場合、締約国の法律または他國の法律を適用して、損害賠償措置をとることができるのである。この点に関しては従来の国際法の原則、すなわち領域厳格適用原則（The strict principle of territoriality）を原則的に採用しながらも、特殊性を持つ原子力事故から公衆を保護するという立場から、特例の措置をとるように構じたのである。

しかし問題点は各国内法において非締約国の国民が締約国の領土内で被った損害は賠償外に置かれていることである。これについてはパリ条約第14条(a,c)、ウィーン条約第13条の無差別適用条項、「すべての締約国の国民はどの締約国の原子力災害に対しても保護を受ける」（ブラッセル補足条約第2条、(a)(ii)も同じ主旨）、などといった規定を設けるか、これらの条項を拡大解釈し、非締約國の人命及び財産を保護しなければならないであろう。

国際司法裁判所の「Corfu Channel Case」⁽²³⁾の判決によると、国際法の原則として「国家は外国領域に被害(harmful effects)が及ぶ可能性がある諸活動を許可及び容赦してはならない」としている。すなわちその条約の当事国、非当事国を問わず、事国の不法行為による災害は賠償する義務があるということである。従って被害及び損害を蒙ったすべての第三者を賠償の対象にすべきであると思われる。

(23)International Court of Justice Report, 1949, p.22

5. 国家補償

保険は被保険者の法律上負った賠償責任を保険者が肩代わりする手段であるから、原子力事故による損害も、被保険者の法律上の責任を保険者が全額（パリ条約第7条(a,b)(1,500万US有限責任、ただし、1事故当り500万UAを下まわらない範囲で金額を国内法により決定し得る。））、⁽²⁴⁾ ブラッセル補足条約第3条（1億2000万units of account per incident）肩代わりすることとする。しかし民営保険には営業採算上一定の限度があり、一国の保険会社の資力のみに全賠償措置額を負わせることは、保険会社側の経済的負担が増大することになり賠償責任の履行が不可能になる。また保険会社の制度は第三者保護の立場からみると問題点が指摘される。というのは被保険者の故意、告知義務違反等により保険金が支払われない場合もありえるということである。従って保険以外の方法で賠償資力を備える必要が生じてくる。すなわち国家補償である。

国家補償制度は賠償措置額を速やかに拠出し、公衆及びその財産を保護するための対策である。国家は原子力災害の性質及び規模上の諸問題、つまり事故当初は勿論、後発生障害や放射能汚染による被害にも対処⁽²⁵⁾しなければならない。

このような立場からパリ条約第15条(a)には「締約国は賠償金額を増加するため必要な措置をとれる」とこと、またウィーン条約第7条1項には「責任制限額と賠償措置額の差額を補償する」と定め、国家補償責任（State liability）（ブラッセル補足条約第7条）に関する条項を制定し、国内及び国際間の原子力災害の賠償及び防止対策を構じている。アメリカを初めとする原子力開発先進国は国家補償制度を採用し、

(24)科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1991、237ページ

(25)パリ条約第8条(b)（20年以内）。損害賠償請求権10年以内、パリ条約第8条。

公衆を保護する立場をとっている。しかし補償額はまちまちで、例えば日本は賠償措置金額の300億円以上の損害については必要があれば国会の議決により政府が援助する（原賠法第16条1項、2項）こととし、アメリカは責任制限額72億5600万ドル（責任保険契約+遡及賦課方式（大型発電炉（電気出力10万キロワット）基準）の合計額）以上としている。⁽²⁶⁾

6. 国際輸送責任

放射性物質の国際輸送⁽²⁷⁾の際の原子力事故による損害賠償に適用できる条項としては、ウィーン条約第2条1項(b)の「輸送責任負担原理」である。第1項(b)には「自己の原子力施設に発送される核物質に係る事故で次の時後に生じたもの、(i)核物質に係る原子力事故に関する責任を文書による契約の明示条項に従って他の原子力施設の運営者から引き受けた時」という契約上の賠償責任（contractually assumed liability）を定めている。つまり発送者側の責任をいくらか弱めたことになる。そして契約のない場合は引き取った時（taken charge of the nuclear material）損害賠償責任が移転することにしているが、その“引き取った時”的範囲が曖昧で、その明確さに欠けている。

またパリ条約においては「発送者側の原子力事業者」（nuclear operator of the shipping installation）の核燃料包装、積付責任を重視して、輸送中の責任集中をはかっている。（第4条）

放射性物質の国際輸送賠償責任に関する現状はウィーン条約の条項を採用する国が多く、放射性物質の発送国と引き受け国の両国間の協定によって取り扱われている。しかし被害者たる

(26)科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1991、231-233ページ

(27)星野英一「原子力船の運航者の責任に関する条約について」『海法会議誌復刊10号』、1965、45項以下

公衆の保護の立場から考えると「十分な補償金額及び措置」が明確化された規定が望ましい。また輸送の際の責任も明記し、事故対策及びその後の補償対策において迅速かつ国際的に均一な対応の確立⁽²⁸⁾が必要であると考えられる。

放射性物質の輸送時の船主（owner）責任は、原則的には責任を負わないが、契約上、つまり国内法や両国間の協定の規定によって決定される。また求償権においても同様である。⁽²⁹⁾

原子力事業者間の核燃料物質などの運搬は特約によりその条件は異なるが発送側の原子力事業者の工場または事業所における輸送用具への積み込み作業終了の時から、受取側の原子力事業者の工場または事業所における輸送用具からの積みおろし作業開始の時までの間を指定する場合が多い。万一原子力損害が発生した場合被害者がいずれの原子力事業者に対して損害賠償請求をするかを決める必要があるので、その損害賠償措置義務を負う原子力事業者を明記しなければならない。

第3章. 共同議定書 (The Joint Protocol Relating to the Application of the Vienna and Paris Convention.)

1. 議定書の目的

本共同議定書⁽³⁰⁾は1988年9月21日にIAEAとNEAの共同外交官会議（The Joint IAEA/NEA Diplomatic Conference）において採択され、1992年4月27日に発効した。

この議定書の目的は、ヴィーン条約とパリ条

約の間に実施上存在する障害を除去し、条約に規定している原子力災害の民事責任及び事故対策に万全を期することである。（共同議定書の前文、第2条）

ヴィーン条約は1977年に効力が生じたが、パリ条約の締約国からはヴィーン条約に加入する国は存在しなかったのである。ヨーロッパの国としてはただ一ヵ国、ユーゴスラビアが加入し、OECDの諸国に刺激を与えたが、結局一ヵ国もヴィーン条約に加入していない状態が続くことになった。従って両条約の実施に当たり、抵触が生じるのは必至であった。特に原子力事業者の賠償金額の差異がひとつの問題となった。ヴィーン条約の原子力事業者責任限度最大金額（the nuclear operator's maximum amount of liability）はUS\$500万（ヴィーン条約第5条1項）と低額であり、そのためパリ条約締約国14ヵ国はヴィーン条約への加入に興味を示さなかつた。そしてさらにその金額の拡大を強く要求したのである。

プラッセル条約第16条、第17条を拡大解釈すると、プラッセル条約とパリ条約の締約国はヴィーン条約に加入することになっている⁽³¹⁾にもかかわらず、OECDのNEAの運営委員会はヴィーン条約への加入を勧告せず、IAEAの事務局にパリ条約と抵触する条項を調整するよう専門委員会の設置を要求したのである。一方IAEA事務局は多国間条約は地域間条約より広い範囲に効力が及ぶので、地域間条約の改善策を講じることが国際的な標準（International Normal）に成り得るとし、パリ条約との妥協条項の対策を講じなかったのではないかと思わ

(28)Proceedings of A Symposium on Maritime Carriage of Nuclear Materials Jointly Organized by IAEA and OECD/NEA, Maritime Carriage of Nuclear Materials, IAEA, VIENNA, 1973. pp.27, 33

(29)科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究所、1991、18-19ページ

(30)Patrick Reyners, One Step towards the Necessary Modernization of the International Nuclear Civil Liability Regime, Nuclear Inter Jula'89, International Nuclear Law Association, 1989, pp. II-64, II-65

(31)OECD/NEA, Nuclear Law Bulletin, №42, 1988, pp.53, 56

れる。⁽³²⁾

1972年及び1975年度にもNEAとIAEAの事務局が両条約を調整し、原子力事故による災害対策及び第三者民事責任に関する多国間の統一条約を採決するため、草案作成を目的とする会合を持ったが結局失敗に終わっている。

1984年IAEAの常任運営委員会はNEAの常任運営委員会に対し再度会議を開くことを勧告した。それによって両運営委員会が両条約の抵触条項の改善案を考案した。そして1986年5月26日、ソ連のChernobyl原発事故により、多国間適用可能な条約の必要性をさらにせまられることになった。そしてOEC従うる諸国は積極的に原子力事故及び補償対策に向けて動き始めることになり、その結果採択されたのが本議定書⁽³³⁾である。

2. 基本原則

共同議定書の基本原則は、パリ条約とウィーン条約において締約国(Contracting Parties)、原子力施設(Nuclear Installation State)、さらに非締約国(Non-Contracting Parties)に関する基本的に異なる定義及び解釈について、統一見解をまとめることであった。⁽³⁴⁾ そして非締約国の解釈に関してはその地域範囲(geographical scope)、核物質の輸送(the transport of nuclear materials)、保険金及び保証金自由通貨(free transfer)、裁判管轄権、判決の執行力(the enforcement of judgements)、そして無差別原則(the principle of non-discrimination)などの条項が関わり、非常に重要な影響を及ぼすことになる。従ってこれら諸条項の定義及び解釈上の議論が専門家会議に

おいて活発に行われた。そして共同議定書において一応の改善策⁽³⁵⁾を講じ採択に導いたのである。しかしながら若干の問題が指摘される。第1に、共同議定書の非締約国内の領域で起きた事故、及び損害に関する原子力事業者の民事責任に適用する条約、及びそれに関する条項が定められていない。⁽³⁶⁾ 従って本議定書の締約国の住民及びその財産が非締約国の領域で蒙った原子力災害に関する補償制度が確立されていないといえる。第二には、放射性物質の国際輸送の際に起こりえる事故に対し適用される条項、つまり非締約国の領域を通過する場合の事故、また非締約国の輸送船などの締約国の領域においての事故に適用すべき条項が確立されていない点である。

このような未解決点をできるだけ早く処理しない限り、第二、第三のChernobyl事故が起きた場合、公衆を平等に保護する対策は期待し難い。パリ条約とウィーン条約のかけ橋役だけでなく原子力災害事故から全地球の自然環境を保護できる条約が採択されることが望ましい。

原子力は今や広い産業に及び、現代産業は原子力がなくては成立しないといってよいほど、各種産業のかなめとなっている。医療、農業、工業、各大学及び企業の原子物理の研究、商業用原子炉など多方面に原子力産業が乗り出している。従って放射性物質の国内及び国際輸送が著しく拡大しつつある。それに伴い放射性物質の輸送の際、様々な事故が予想され、また実際におこっている。放射性物質は他の危険物質と異なり、事故が発生した場合はその被害はばかり知れなく大きく、広範囲に及ぶだけでなく、長い年月にわたって持続するので、その災害防

(32) ウィーン条約第16条、17条。ラッセル条約第16条、17条。

(33) G. Avossa, Evolution of Civil Liability for Nuclear Operators, Nuclear Inter Jura'89, International Nuclear Law Association, 1989, p. I - 64

(34) Monaco Symposium, OECD/NEA, Paris, 1969,

p.427

(35) O. Von Busekist, Haftungsprobleme in Verhältnis Zwischen Vertragsstaaten des Pariser und des Wiener in Pölzen, 1987, p.271

(36) 共同議定書第3条。

止には勿論、賠償及び補償に関する対策を講じる必要性がある。

国際原子力機関は「原子力平和利用の促進、増大するように努力する」義務を負い、放射性物質の輸送の際の充分な安全性とそのための安全措置（Security Measures）を確保することがその重要任務の一つである。というのは放射性物質輸送の安全対策面に不備があれば、原子力産業の促進に大きな打撃となりかねないからである。

しかし上記の各章で述べたように、放射性物質の国際輸送を含む安全対策を講じるための地域間条約、多国間条約が締結され、実施されているが、まだ不十分な点が多いと言える。特に以下の六つの点が指摘できる。

1. 放射性物質の国際輸送中の事故による災害
 2. 原子力船の事故による災害
 3. 民事補償制度（Compensation Plan）
 4. 国際的に統一された報償貨幣単位
 5. 保険金、賠償及び補償金の国際的な自由化
 6. 損害賠償請求期間（現在10年）の延長などの諸問題が改善されなければならない。
- またさらに原子力の特性上、原子炉の運転によりつねに放射される放射能からの被害に関しては国際法上または国内法上適用される規定がない。従って放射能からの災害に対しては救済する措置がない状態である。原子力事業の運営による事故の対策だけでなく、その運営上の必然とも言える日常の放射能の対策も急務である。

結びにかえて

最近の新聞を初めＴＶニュースにはプルトニウムの裏の不法取引に関する事件が頻繁に登場

することになった。ドイツ、アメリカ、イギリス、フランス、そしてロシアの政府当局は核物質の不法取引の捜査をはじめその究明に全力を尽くそうとしている。⁽³⁷⁾

ブランセルに本部を置くEURATOM（欧洲原子力共同体）の安全管理次長はその警告と懸念の言葉の中において、プルトニウムを保有しているEU（the European Union）諸国はその安全管理面の責任を果たすべきであると主張した。⁽³⁸⁾

プルトニウムは原子力の軍事使用からは勿論、その商業活動からも必然的に生産されるものであり、極めて毒性が強い。このような毒物の裏取引が盛んになりその毒物がテロリストさらには一部の国家に渡った場合、その被害及び災害は計り知れないと思われる。このような時代に対処できる国際的な法的措置が確立されていない今日、その危険性が拡大される恐れは十分ありえる。従って早急に国内外を問わずその対策の確立を望むのである。

原子力事故の際、その被害及び災害における賠償と補償の国際条約を考察しながらその特徴、原則、責任の所在、その実施面における問題点を論じてきた。さらにその改善策も若干検討した。

第1章において指摘した通り、原子力事業活動は超危険活動であるという認識の下で国際諸条約は従来の民事上の責任制度より一層厳しい責任制度を定め、その履行を強化している。しかし原子力商業利用の確保とその促進を重要任務とする国家はこれらの条約の主旨、つまり第三者の十分な補償制度の確立に消極的である。特に賠償措置額に関しては相当の差がありその金額に上積みするなどの改善策を講ずるべきである。

第2章においては補償を含む賠償制度の原則

(37) 『The Japan Times』1994年8月20日

(38) Id. 1994年8月18日

を論じ、各条約の類似点と相違点とそれぞれの問題点を検討した。

賠償責任の所在に関しては過失責任主義を取らず、無過失責任主義の採用により、被害者の請求権行使の際その立証を容易にした点は評価できる。ただ原子力商業利用に対する人々の不安を抹消しようとする意図が潜在しているのではないかという疑問が残る。

責任集中においては原子力事業者主義を採用し賠償の際、被害者への賠償金額の確保を徹底しており第三者保護面においては好ましいと思われる。しかし原子力事業活動に必要な材料及び機器などを供給し、さらに労働力をも供給する供給者側には求償権も認められるのではなく（故意及び特約ある場合は除く）、賠償責任から免責されている点は無視できない。危険産業の安全運営においては関連する全員の一致した安全管理の規律とその実践行動により確保される。とすれば供給者も重大な任務を負うべきではないかと考える。このような条約内容の背景にはアメリカを初め、原子力技術及び機器の開発国がその商品の円満な流通を図ると同時に、その責任を逃れようとする意図があるのではないかという強い疑問を感じる。

賠償免責事由には不可抗力条項を採用し、原子力事業者に対し厳格責任原則からの負担の偏重を軽減し、原子力活動推進の際の支障の壁をなくしたのである。しかしその不可抗力に関する定義はなく、各国の自由裁量への委任事項である故、国際的な事故に対処する場合はその実施面において歪みが出ることは明白である。

現代科学技術によって自然災害は事前防止あるいは救済措置がある程度可能であるから、異常自然災害などの定義を明瞭に規定化し、不可抗力条項の乱用を防ぐ必要がある。

また賠償対象範囲が条約の締約国中心で、非締約国に適用範囲が及ばない可能性を内包している。これでは一国家の領域を越えた被害及び

災害の完全救済が疑わしい。さらに原子力事業現場に働く労働者を賠償適用範囲に取り入れる制度を確立することも改善策ではないかと思われる。厳しい責任遂行に励む労働者の保護、福祉面の充実は事故防止の一つの助力に成り得るからである。

国家補償制度は人命及びその財産を保護するため賠償措置金額を速やかに拠出し、その被害に対処する賠償資力を備えることである。この補償制度は各国の責任制限額が異なり、したがって国家補償額も多様化している。事故発生地と被害地により賠償金額が異なることで公平さを欠く恐れがある。特に南北の経済格差が著しい地域であればその賠償制度の制限措置額の著しい差によりその制度の執行に大きな支障が出ることは必至である。国際的に統一した補償制度の確立に最善の措置を取ることを期待したい。

核物質の流通の拡大により国際流通も頻繁に行われている。そのほとんどが海上輸送によつて行われているが、国際流通の賠償責任は発送者側の原子力事業者に集中させ船主の責任は除外されたのである。船主の責任は両国間の協定により決定されることとしているが、本来船体の安全管理は船主の責任に属し、その管理の如何によっては航海中事故が発生する可能性もあり得る。事故の可能性を内包しているすべての任務に責任を課す必要があることを考慮すると、船主にもその安全管理責任を要求することは必然であると考えられる。

第3章では健全な原子力の開発と核物質の安全確保を目指すために、今後改善すべき5つの問題を指摘した。しかしこれらの制度は国内法制度より国際法制度に帰属する部分が多い。特に国際法的、政治的、また経済的な基盤に立脚した「国際協力体制」が確立されない限り原子力事故対策を含む諸問題を解決することは困難であると言える。

原子力商業利用は常に放射能の危険性を含み、さらに原子力利用過程におけるプルトニウムの生成は核兵器への転換という問題をはらんでいる。その二重の危険性が存在するという認識の上で事業活動を行うこと、その運営の任務には厳重な姿勢で臨むこと、さらにその事故の重大性を念頭においていた災害事前防止とその事故後対策に万全を期する主旨の法的規制の確立が肝要である。原子力産業は一国家の主権の範囲を固執する時代の産業ではなく、グローバル主義と

それに沿った主觀観念のもとで実践されなければならない超近代産業なのである。そしてそのような産業の真価を見極めるには、国内外を越えた眞の普遍主義の観念を基本にした国際協力体制が構築され、その保護並びに補償体制が確立されなければならない。

そして原子力の内包する膨大な危険性を考えると、完全な補償制度の確立はもとより、何よりも原子力事故防止制度の構築に人類の英知が注がれなければならないのである。